

産学協働研究会規程

第1条(名 称)

本研究会は、産学協働研究会、英語名 Group of Research and Joint Effort on Industry-Academia Partnership と称する。

第2条(目 的)

本研究会は、産業界と学界との協働を推進することを目的とする。

具体的には、ファンド論、ベンチャー論、地域連携論、失敗評価論、技術政策論、技術史といった産学協働に関わる諸分野を一つの学問として議論する一方、企業における技術的課題の共有、大学発の新技术の相互紹介、次世代技術の方向性探索人的交流、ネットワーク形成を通じて産学協働を推進する。また、投資すべき次世代技術、新分野・境界領域の提案、産学連携政策の在り方などを関係省庁へ提言する。

第3条(事 業/活動)

本研究会は前項の目的を達成するために次の事業/活動を行う。

1. シンポジウム、ワークショップ、研究会などの主催。
2. その他本研究会の目的達成に必要な事業/活動。

第4条(構 成/ 会 員)

1. 本研究会は、前項の目的に賛同する者(会員)により組織する。

第5条(会費)

会員は、特に会費を納入しない。

第6条(運営委員会)

1. 本研究会に次の役員をおく。

委員長:1名、副委員長:1名、幹事:委員長と副委員長の協議によって定められる若干名。

2. 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。
3. 委員長は、運営委員会会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第7条(会 計)

1. 本研究会の事業遂行に要する費用は 応用物理学会(以下、学会という)補助金、会費、寄付金およびその他の収入による。
2. 研究会の会計は、学会会計に包括処理され、資産は学会に帰属する。

第8条(事業計画および予算、ならびに事業報告および決算)

本研究会の事業計画および予算、ならびに事業報告および決算を学会理事会に報告するものとする。

第9条(研究会存続・解散)

1. 本研究会の存続は、3年目ないし延長後3年目の6月末までに学会に申し出て、学会理事会の承認をうるものとする。
2. 存続の意思がなく、本研究会を解散する場合には、その旨を学会理事会に申し出るものとする。

第10条(規程の制定および改正)

1. 本規程の改正は、学会総務担当理事の承認をうるものとする。
2. 本研究会で賞を新設する場合は、その趣旨と関連規程を学会総務担当理事に提出し、承認をうるものとする。関連規程の改正についても、学会総務担当理事の承認をうるものとする。